

学校いじめ防止基本方針

令和元年度
名古屋市立工芸高等学校

1 基本理念

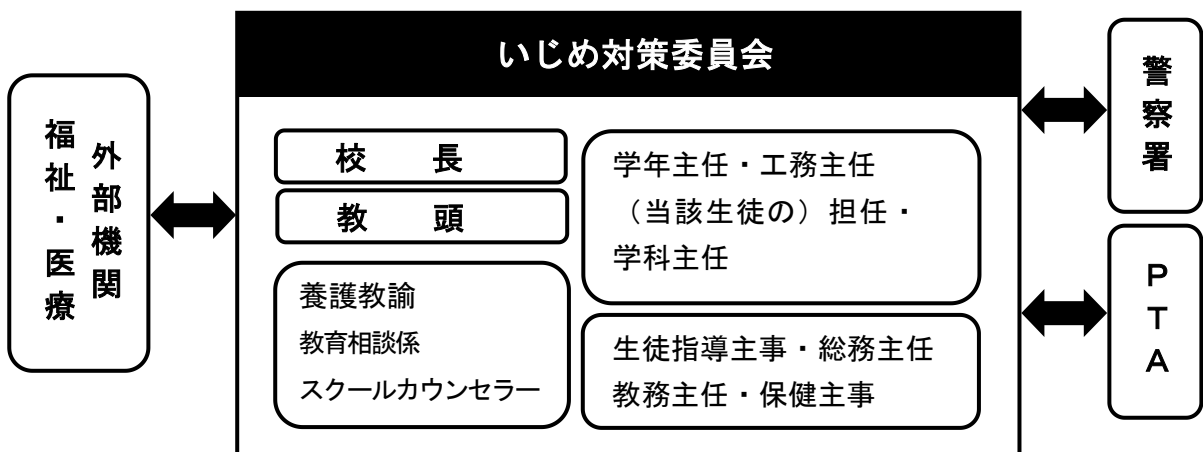
いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

上記のことを踏まえ、本校の教育方針の一つでもある「人権を尊重する心の育成」を推進し、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を実施する。

- ① いじめは、「いつでも、どの学校・学級でも深刻ないじめが発生する」という強い危機感を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に積極的に取り組む。
- ② 「いじめは心身に深刻な影響を及ぼし、人間として絶対に許されない行為である」ことについて、生徒・教職員が十分に共通理解を図る。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭・教育委員会・関係機関・地域等との連携を密にし、いじめ問題を克服することを推進する。

2 校内体制の確立

- ・校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ対策委員会」を中心に教職員間で、日頃より緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して臨む。
- ・いじめが発生した際には、一部の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・必要に応じて、心理・福祉の専門家、医師、所轄警察署等の外部専門家に協力を依頼することにより、より実効的な対応を図る。



3 教職員の心構え

- ・教職員一人一人が人権意識を持つ。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・日ごろから生徒たちを『認め』『励まし』『褒め』『伸ばす』ことにより、自尊感情を高めていく教育活動を推進する。
- ・生徒とふれあう時間をできる限り多く取り、何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・小さな問題行動であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視せず、対応を先延ばしにしない。
- ・暴力的な行為を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

4 いじめを起こさない学校づくりの取組（未然防止の取組）

いじめが起きてから対応するのではなく、いじめそのものが起こりにくい学校づくりを図る。

集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、お互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性を認め、相互に補い合っていく中で、相手を思いやれる人間関係・学校風土をつくる。

■ 生徒や学級の様子を知る

教職員は、生徒たちと場を共有する機会を増やすことで教職員の気づきやすい環境を整えていくよう努める。また、生徒へのアンケートの実施などにより、生徒たちの個々の状況の把握に努め、定期的に「いじめ対策委員会」を開催し生徒の状況を全教職員で共有する。

■ 生徒達が支え・助け合う仲間づくりを進める

(1) 授業づくり

「わかった」「参加した」「活躍できた」と実感できる、生徒たちにとって「大切な授業」作りに重点を置き、生徒の「自己肯定感」「自己有用感」を高めていく。また、実習等を通して、技術者倫理・技術者としての規範意識の育成にも努め、他人を思いやる心を育む。

(2) 集団づくり

生徒の年齢や発達段階に応じた、集団としての自覚や態度を育むための活動の場や機会を設定する。また、「なごやINGキャンペーン」等の機会を活かし、生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動できるよう働きかける。

(3) 地域連携・体験活動

地域の行事に積極的に参加することにより、生徒が活躍できる機会を提供し、生徒の「自己有用感」が高まるように努める。また、社会体験や交流体験を計画的に設定し、他の生徒や社会人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く学びの場とする。

◆ 各専門学科での主な取組・活動

新入生の歓迎行事	学科集会
就業体験	校外見学
課題研究の取り組み・発表	
文化祭での展示物	KDO（工芸デザインオフィス）

◆ 各学年での主な取組・活動

【全 体】	文化祭 体育祭 球技大会
【1年生】	オリエンテーション合宿
【2年生】	修学旅行

5 早期発見の取組

(1) 日常的な観察

登校時の校門指導、校内巡視、登校確認カード（遅刻者）などにより、日頃から一人一人の生徒と多数の教員が触れ合う機会を多くし、生徒が示すサインを見逃さないように努める。

(2) 生徒へのアンケートの実施

「いじめアンケート」を毎月実施し、結果を基に、生徒個々への対応や、学級集団づくりに活用する。重大事態が生じた時など、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に追加でアンケート調査を行う。

(3) 教育相談

いじめの被害者は「全力で守る」という学校の姿勢・決意を示す。また、いじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛け、情報の発信元は絶対に明かさない旨を伝える。

(4) 保護者・関係機関との連携

保護者に対しては、気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。また、関係機関に対しても、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(5) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

全生徒に配布し、内容について周知し、常時携帯することを指導する。

(6) 実習見学会の実施

保護者を対象とした実習見学を行い、学級での生徒の様子を把握してもらうことで学校との連携を円滑にする。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携含む）

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。生徒の個人情報、プライバシーに注意し、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、教育委員会や関係機関等と連携し、対応に当たる。

(1) いじめ発見時、相談・通報を受けた時の対応

—いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す—

いじめられているとの相談や、いじめの情報を伝えに来た生徒・保護者からの訴えに対して、軽視したり後回しにせず、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても的確に関わりをもつ。

話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。

—事実確認と情報共有—

発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。

いじめの事実確認においては、「いじめ対策委員会」を中心として、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

生徒・保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

◆ **生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある**

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

◆ **相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**

- ・「相当期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間（一週間をめぐり）、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○状況に応じて、所轄警察署、法務局、児童相談所などの関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒・保護者への支援

—いじめられた生徒に対して—

- 事実確認するとともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで生徒の心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝え、安心して学校生活を継続できるようにする。
- 欠席せざるを得ない状況が続く場合は、学習支援などの対応を行い、出欠席や成績について不利益が生じないことを初期段階から説明するように配慮する。
- 状況に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決した場合でも、継続して支援を行っていく。

—保護者に対して—

- 事実確認後、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- つらい気持ちや不安な気持ちを受け止める。
- 欠席せざるを得ない場合でも、出欠席や成績について不利益が生じないことを伝える。

- 連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを約束する。
- 生徒の変化に注意を払い、些細なことでも相談するように伝える。

(3) いじめた生徒への指導、保護者への助言

—いじめた生徒に対して—

- いじめた気持ちや状況などについて傾聴し、背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め毅然とした対応をする。

—保護者に対して—

- 迅速に正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒・保護者の悲しい気持ちを伝え、保護者と連携し、よりよい解決を図る思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、いじめの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の成長を図るために、今後の関わり方などを保護者とともに考え、具体的な助言をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。

- ・保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

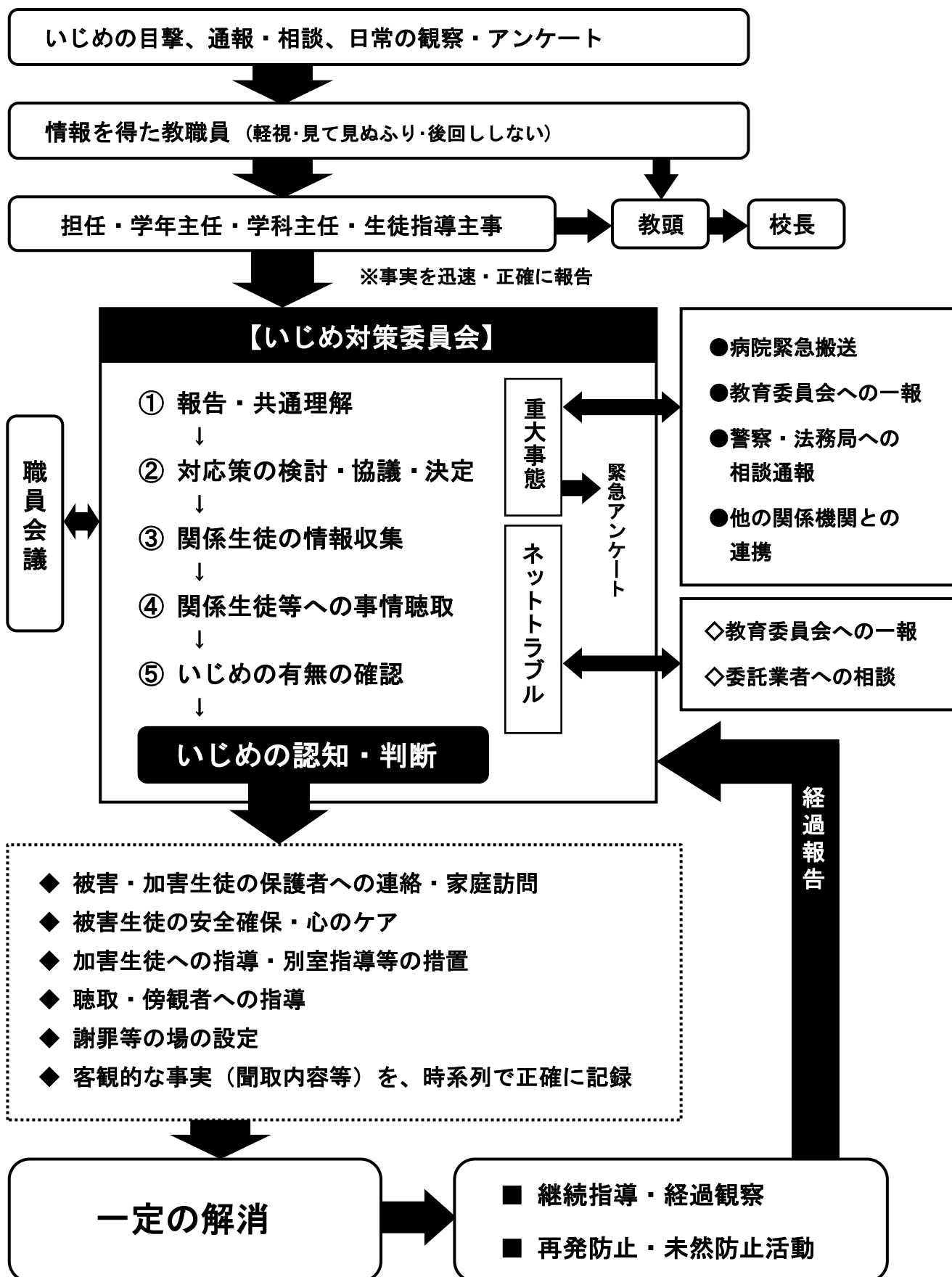
8 校内研修の充実

教職員が豊かな人権感覚を持って、一人一人に温かく、また公平に接するために、効果的な校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

■ いじめが発生した場合の組織的な対応の流れ ■



年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組			早期発見の取組		校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画	↑ 事 案 発 生 時 ・ い じ め 対 策 委 員 会	互いに認め合う学級づくり ・新入生歓迎行事（学科毎） ・オリエンテーション合宿（1年生）	↑ 地 域 連 携 （ K D O ） ・ 体 験 活 動 ・ 校 外 見 学	↑ わ か る 授 業 ・ 全 員 が 参 加 活 躍 で き る 授 業	あったかハート配布 一人で悩みを抱えていませんか？配布 なごや子ども応援委員会配布 個人懇談	↑ 校 内 巡 視 ・ 校 門 当 番 ・ 学 級 日 誌 の 活 用 ・ SC に よ る 面 談 ・ 教 育 相 談
	いじめ対策委員会①						
5	いじめ対策委員会②		こころのSOSチェックシート			いじめアンケート 全職員で情報共有 学級懇談会	
6	いじめ対策委員会③		集団づくり ・体育祭（応援合戦等）			いじめアンケート 全職員で情報共有	研修
7	いじめ対策委員会④		集団づくり ・球技大会 就業体験（2年生）			いじめアンケート 全職員で情報共有 保護者会	
9	いじめ対策委員会⑤		こころのSOS チェックシート			いじめアンケート 全職員で情報共有	
10	いじめ対策委員会⑥		集団づくり ・文化祭（展示物の共同制作等）			いじめアンケート 全職員で情報共有	
11	いじめ対策委員会⑦		修学旅行（2年生）			いじめアンケート 全職員で情報共有 実習見学会 工芸学校生活アンケート	
12	いじめ対策委員会⑧		人権週間の取り組み			いじめアンケート 全職員で情報共有 個人懇談	研修
1	いじめ対策委員会⑨		こころのSOSチェックシート			いじめアンケート 全職員で情報共有	
2	いじめ対策委員会⑩		ストレスマネジメント			いじめアンケート 全職員で情報共有	
3	いじめ対策委員会⑪	↓	集団づくり ・球技大会	↓	↓	いじめアンケート 全職員で情報共有	